

## 初等部6年 社会科

### 「日本国憲法」

大隈 賢

「決まりはなぜあるのか」ということに始まり、憲法とは何か、その成り立ち、集団的自衛権、9条改正の議論にまで踏み込んだ。長い議論の末、見えてきた大切なことは「何かを解決するよりも、たとえ解決できなくても相手の意見や思いに耳と心を傾け、共に考えていこうとする努力を続けること」「現実には、自分たちが創り出していくもの」ということだった。紙面の関係上、ここでは実際の報告よりも内容を大幅に削ることになった。子どもが報告した通りの言葉を記載できず残念ではあるが、それだけ充実した報告内容であったことをご想像頂ければ幸いである。

#### I. はじめに

一般的には、憲法や国会、裁判所の内容は6年生の3学期に社会科で扱うことになっている。しかし、初等部では、ここ数年、2学期に中村弘之部長の総合の授業として、6年生に憲法の授業をしてきた。その際に、野村まり子氏の『えほん日本国憲法』を利用してきたことを受け、今回もその教材を使用させて頂いた。授業展開としては、中村先生のものとは変わるところがあったが、憲法の重要性ということでは、子どもたちも理解を深められたのではないかと思う。

#### II. 報告会までの準備・学習

- 9月末 『えほん、日本国憲法』 憲法の概要
- 10月中旬 DVD「映画日本国憲法」を用いて  
海外からの日本国憲法への評価
- 11月下旬 グループ学習 テーマに別れて
- 11月上旬 国会議事堂・憲政記念館見学
- 11月中旬 9条改正をめぐっての話し合い
- 11月下旬 報告文作成・表作成・報告練習

#### III. 報告の内容

##### 1. 憲法とは何か

決まりがあると、窮屈に感じることもある。しかし決まりのおかげで、皆が気持ちよく過ごすこともできる。

国が作っている決まりは、法律と呼ばれる。それに対して、憲法は、法律を決めるための決まりである。法律は、国民に対して向けられているが、憲法は、国に対して向けられている。

かつて、ヨーロッパでは、王様や貴族のような権力者が、自分たちの都合が良いように法や制度を変え、国民

の自由や財産を制限していた。それに対して、18世紀後半、人々の反発から市民革命が起きた。革命後、市民たちは、自分たちの手で、政治的な決定をしていく仕組みを作り出した。これを国民主権と言う。また、新しい体制では、主要な権力を分散し、国家権力が乱用されないようにした。これが三権分立である。

2つの例えを用いて憲法の仕組みを説明してみる。1つは、飼い主と、番犬と、それをつなぐリードの図である。番犬は国家権力。飼い主は国民。リードは憲法にあたる。飼い主(国民)がリード(憲法)を用いて番犬(国家)をコントロールする。

もう1つの例えは、タクシーだ。タクシーは国、運転手が政治家、お客は国民にあたる。そして、憲法は車のブレーキだ。進路について指示を出すのは客である国民だが、実際に運転(政治)をするのは政治家だ。客である国民が何も伝えなければ、思わぬ所に連れて行かれるかもしれない。また、ブレーキである憲法が、しっかりと動かなければ、国は事故を起こしかねない。

つまり、リードや、ブレーキの役割を果たす憲法は、政治家などの国家権力が、暴走しないようにするための道具にあたる。

憲法99条にはこう書いてある。

「天皇または、摂政及び、國務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」

あくまで憲法は国が守るべきものなのである。これを「立憲主義」と言う。



## 2、日本国憲法の成り立ち

日本国憲法が作られる前、日本には「大日本帝国憲法、明治憲法」があった。明治22年伊藤博文によって作られたもので、当時のドイツの憲法を参考にしていた。立憲主義的な考え方も取り入れられていたが、徹底されておらず、主権者は天皇だった。また、立法、行政、司法など、国家権力全体を天皇がつかんでいると定められていた。

「帝国主義」の時代、日本はこの帝国憲法の下、太平洋戦争、第二次世界大戦へ突入した。

敗戦後の日本には、連合軍司令部GHQが置かれ、日本はアメリカ軍によって約7年間占領された。明治憲法は、大幅に内容を修正して新しい憲法を作る必要に迫られ、新憲法が作られることになった。しかし、日本政府が作ったものは、相変わらず天皇を中心としたものだった。

これを見たマッカーサーは、天皇は象徴であり政治の主権は国民にあること、戦争を放棄すること、皆が平等であることの三原則を入れるよう指示し、最終的に現在の憲法の条文ができた。

政府の改正案を発表した後、毎日新聞は、象徴天皇性には85%が賛成し、戦争放棄についても70%の国民が賛成したと報じている。

それでも、このような経緯で出来た憲法はGHQからの押しつけだから改正するべきという意見もある。しかし、一番大切なのは、押しつけかどうかということではなく、憲法の中身がどうなのかということではないだろうか。

## 3、日本国憲法の内容

できあがった憲法は、三原則「基本的人権の尊重」「国民主権」「平和主義」の3つの柱を掲げた。日本が国民主権の国となり、二度と戦争をしないこと、国の政治は、国のためではなく、国民のためになるようにすること、日本の平和だけではなく、全世界の国民すべての平和を目指すといった、その憲法の理想と目的が書かれている。※ 前文11章103条の題目と趣旨を説明し、9条に関する議論があることを紹介したが省略する。

9条を考えるにあたり、自衛隊は必要かクラスで考えた。現在の自衛隊は、災害派遣や支援物資の輸送など、人道的なことをしているので、全員があつたほうが良いとのことだった。しかし、9条を考えるにあたって、自衛隊が合憲か違憲かとなると、意見は別れた。

「自衛」を個人のレベルで考えてみる。もしも、凶器を持った強盗が家に入ったとする。家にいる人は、逃げる、警察を呼ぶ、などのひまもなく、たまたま近くにあったフライパンで強盗を叩きのめしてしまったとする。その時、その人のした行動は「正当防衛」となり、罪には問われない。

この行動は、国連憲章という世界の平和を守っていくための国同士の決まりでも認められており、自分の国が攻撃を受けた際にはそれを止めるために相手への武力を行使して良いことになっている。これを個別的自衛権という。

日本は、はじめ、自衛のための武力すら持たないとしていたが、1950年に朝鮮戦争が始まりアメリカからの働きかけもあり、憲法の解釈を「国際紛争を解決する手段としての武力」は持てないが、「自衛のための実力は持つ」と改め、7万5千人からなる警察予備隊を作った。政府は、これを戦力ではなく、必要最低限度の実力であるとして認めた。

1952年には、警察予備隊は保安隊となり、隊員は11万人に増えた。1954年には、保安隊は自衛隊となり、15万人になる。1991年には、それまで認められていなかった戦闘地域の近くへの海外派兵を認め、地雷除去、復興支援、災害救助を目的に、外国に出ていくようになった。

2007年、それまでの防衛庁は防衛省にかわり、組織として格上げされた。現在、その防衛費は世界の第5位の軍事費、隊員は22万4千人いる。



以前よりも規模が大きくなっていることを見ると、何が最低限なのか分からなくなる。政府は、合憲として自衛隊を認めているが、裁判所は違憲か合憲かの判断は避け、現在も学者の中で考えが分かれている。

次に、集団的自衛権を認めるべきか、認めないべきかを議論をした。集団的自衛権について、個人レベルで簡単に説明しよう。強盗が入って来る。襲われて大声を出す。隣の家の人がかけつけ、近くにあったフライパンでやっつけた。このときやっつけた人がしたことは、正当防衛とみなされ、罪にならない。同様に同盟国が、ある国から攻撃を受け、助けを求められ、助けに行き、同盟国を攻撃した国に対して攻撃をする。このとき、同盟国を助けた国がした攻撃は、正当防衛と認められる。これが集団的自衛権で、国連憲章では認められているが、日本国憲法ではこれまで認められてきていない。

日本は日米安全保障条約により、武力をもたない代わりにアメリカ軍が日本に駐留し、何かあったときにはアメリカが助けてくれるということになっている。しかし、この条約では、集団的自衛権を認めていない日本はアメリカを助けることはできない。アメリカにしてみれば、この条約はとても不公平であり、日本は、アメリカからは集団的自衛権を認めるよう圧力をかけられている。

そこで、集団的自衛権を認めることが合憲か違憲か、また、集団的自衛権を認めたほうが良いかをクラス内で聞いたところ表のようになった。

集団的自衛権	合憲	違憲
認めるべき	1人 <small>NHKニュース</small>	7人
認めない	1人	22人

集団的自衛権を認めない人が多い理由として、同盟国とはいえ、戦争をしている中にわざわざ入っていき、攻撃をすることは戦争を拡大することになるというものだった。

しかし、11月15日、NHKのニュースで、集団的自衛権は合憲であり、集団的自衛権は現在の憲法のまま認められるという報告書が有識者会議で出た。これは、子どもたちの中ではほとんどない意見(1人)であった。

集団的自衛権を認め、万が一の時は他国のために攻撃をすることもあるとなると、これは国際紛争を解決するための武力に当たらないのか。憲法の解釈を変えることで逆に戦えるようになってしまっているのではないか。

憲法を改正するには国民投票が必要だが、憲法の解釈を変えるには国民投票はなく、政府の判断だけで変えられる。憲法というリードはどんどん長くなり、まるでゴムのようだ。飼い主が思ってもいないところまで、番犬は行ってしまい、だれかに噛み付いてしまうかもしれない。憲法がブレーキならば、効きが悪くなって事故を起こしてしまいそうである。

憲法があいまいな表現のために、憲法を改正しなくても、解釈でルールが変わってしまうということは、かえって危ないのではないか。そこで子どもたちは9条を改正したほうが良いか、そのままが良いのか、集団的自衛権の賛否についても述べながら議論をした。

#### 4、9条改正についての議論

##### 【改正賛成意見】

- ・現状憲法は意味があいまいで、間違った方向に解釈される恐れがあるため明確にするべき。
- ・9条が変わらなかったのは、「自分が生きている間さえ戦争が起きなければ良い」という考えの人が、問題を先送りしてきただけで、これからも戦争が起きないとは限らない。
- ・今のままでは同じ議論が続くだけだから、自分たちが解決しなければいけない。
- ・今は解釈によって無理に認めている自衛隊や、個別的自衛権をはっきり認めると書くべき。集団的自衛権を持つことは反対。
- ・自衛隊が違憲ならば、自衛隊をなくすか、憲法を改正するかはわからない。なくすわけにはいかないのだから、改正するべき。

- ・話し合いで解決といっても、現実的には話し合いが通じない国がある。

#### 【改正反対意見】

- ・憲法のことを知らない国民が多く、今の段階で改正すると判断するのは怖い。
  - ・9条があったからこそ、これまで日本で戦争が起きずにすんだ。
  - ・9条がこれまでかわっていないのは、国民がそれで良いと思っているからではないのか。
- 9条を改正して、集団的自衛権を認めるのか、認めないのか、先行きがわからないので心配。
- ・現在の自衛隊は違憲だが、警察予備隊程度の自衛力に縮小する方向で改正不要。
  - ・これまで日本は話し合いで何とか乗り切ってきている。
  - ・戦争のことを考えるよりもどうしたら戦争にならないか話し合うべき。
  - ・話し合いが通じないと思っている限り、良い話し合いはできない。この先の現実を、私たちが創っていくもの。9条は、自分たちから武力を持たず、それを実践することで世界のお手本になろうという理想をかかげた一歩進んだ考え方で、私たちはそれを守っていかなくてはいけない。

#### 【集団的自衛権賛成意見】

- ・アメリカは日本を守るのに、日本はアメリカを守らないというのは、不公平。
- ・集団的自衛権を認めなければ、日米同盟を解消してしまう心配もある。
- ・1年で戦力を持つは無理だ。
- ・自分の国で全て守るといのは軍事費も上がり、兵役も義務も出てくる。
- ・集団的自衛権を認めれば、日米関係も良くなり、他国の力もあてにできるので、防衛費も減り、攻撃される心配も少なくなるメリットがある。

#### 【集団的自衛権反対意見】

- ・日米安保は解消されても、1年間は効力があるから、その間に準備をして自分の国は自分で守れば良い。
- ・戦争に関すること以外で、アメリカに必要な存在になれば良い。

- ・アメリカは日本の10倍も軍事費をかけている世界一の軍事大国なのに、日本に守って欲しいという必要はない。6年生が1年生に助けを求めているようなものだ。
- ・アメリカはしょっちゅう戦争をしているので、その戦争に付き合う方がお金がかかり、関わりたくないときも、アメリカの顔色をいつもうかがい戦争に関わることになる。
- ・戦争の拡大につながる。

#### 5. まとめ

一見同じ意見の中にも、様々な意見がある。話し合っ  
て物事を決めるのはとても大変なことだ。また、物事を  
知らなければ、正しい判断ができない。自分と立場が反  
対の人の意見を聞くことは、新しい考えを知ることにつ  
ながる。したがって、相手の考えをしっかりと聞いた上で、  
自分の考えを持つことは一層重要である。

国会が、とても豪華で、立派に作られているのはなぜ  
だろうか。それは国会が国の中心であり、国がそれだけ  
話し合いの場である国会を大切にしているからではな  
いだろうか。しかし、一方で、ぜいたくで、国民の普通  
の暮らしの感覚とはかけ離れているようにも感じる。だ  
から、もしも、国民が政治に関心を持たず、政治家に国  
民の声を届けなければ、政治は国民の感覚とは全く違っ  
たものになってしまう恐れもある。

国民主権とは、国民一人一人が主人公となり、考え、  
話し合い、行動する力もつけなければいけないというこ  
とだ。憲法の12条には、「国民の自由及び権利」は「国  
民の不断の努力」によって、保持しなければならないと  
ある。不断の努力とは、国民が途切れることなく、力を  
出すということだ。

戦争は、物事を手っ取り早く解決するための手段では  
ないだろうか。一番大切なのは、たとえ話し合いで解決  
できそうにない問題があったとしても、それでもみんな  
の考えを出し合って、少しでも理想の方向に向かって努  
力していくということではないだろうか。



#### IV. 報告会を終えて

1月に野村まり子氏に講演をして頂き、6年生の発表の様子を見て頂いた。絵本を記す際の動機や、想いを直接聞くことができる貴重な時間になった。

また、氏の絵本を通じて6年生が憲法に対して深い理解と関心を示したことを大変喜んでくださった。

#### V. おわりに

子どもの自発的な考えを妨げないよう、授業では、あえて私の想いに関しては触れなかった。

最後に、学園の子どもとして「人にしてもらいたいと思うことは何でも、あなたがたも人にしなさい」(『マタイによる福音書』7章12節)という言葉をお忘れずに、憲法や戦争のことを考えてくれればと願う。

#### V. 参考資料

(絵)：野村まり子、(監修)笹沼弘志)

『えいほん 日本国憲法』2008 明石書房

池上彰『池上彰の憲法入門』2013 ちくまプライマリー

伊藤真『教えて！伊藤先生憲法改正って何？』2013C&R

小林節『白熱講義日本国憲法改正』2013 ベスト新書

内田樹 他『9条どうでしょう』2012 ちくま文庫

ジャン・ユンカーマン『映画 日本国憲法』